

令和7年度 中小企業のための

金融のしおり



佐賀県

産業労働部 産業政策課



目 次

1. 中小企業者が利用できる主な目的別融資一覧.....	P1
2. 県の融資制度	P2
2-1. 県の制度金融・概要.....	P2
1) 中小企業金融対策の中の制度金融.....	P2
2) 取扱金融機関.....	P3
3) 中小企業者とは	P4
4) 借入が円滑に実現するためには	P6
5) 制度金融の内容一覧(令和7年度)	P7
2-2. 各貸付の要件等	P9
1) 中小企業事業円滑化資金(一般資金)	P9
1)-1 中小企業振興貸付.....	P9
1)-2 短期運転貸付.....	P9
1)-3 小規模事業貸付.....	P10
2) 中小企業特別対策資金.....	P12
2)-1 さが創生貸付	P12
2)-2 経営強化貸付.....	P18
2)-3 経営安定化貸付.....	P23
3. その他の県融資制度	P27
3-1. 勤労者福祉金融対策資金.....	P27
4. 政府系金融機関の中小企業関係融資制度.....	P28
4-1. 日本政策金融公庫	P28
4-2. 商工組合中央金庫	P29

5. 市町単独小口融資制度 P30

5-1. 信用保証協会保証付き制度..... P30

6. 信用保証協会の保証 P32

6-1. 信用保証協会の保証を受けることができる業種..... P32

6-2. 許認可等を必要とする主な業種 P34

6-3. その他..... P37

6-4. 保証申込書に添付する必要書類 P38

7. 関係機関連絡先 P39

1. 中小企業が利用できる主な目的別制度一覧

対象	資金名
通常の事業資金が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興貸付 P9 ・ 短期運転貸付 P9 ・ 小規模事業貸付 P10～P11
創業、新規事業を始めたい方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業資金 P12 ・ 新事業展開等資金 P13～P15
事業承継に取り組みたい方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継資金 P16
設備投資を進めたい方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資支援資金(設備投資ネクスト資金) P17
特定の目的のため資金が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営環境変化対応資金 P18～P21 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①. 大型店舗等対策 ②. 地場産業対策 ③. 企業立地・観光振興対策 ④. 貿易振興・国際化対策 ⑤. 環境・省エネルギー対策 ⑥. 高度情報化対策 ⑦. 耐震・消費税・キャッシュレス対策 </div>
人材確保の取り組みを進めたい方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保応援資金(人材確保サポート資金) P22
経営の安定・改善を図りたい方 →事業再生を図りたいとき →売上の減少・取引先倒産等により資金繰りが悪化したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善資金 P23 ・ セーフティネット資金 P24 ・ 事業再生資金 P25 ・ 条件変更改善型借換資金 P26
災害復旧の資金が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧資金 P26

※保証対象業種

1. ほとんどの方がご利用いただけます。
2. ご利用になれない業種は、以下の通りです。
 - ・ 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、その他サービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）
3. 許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。（詳細に関しては P34～P36 をご確認ください。）

2. 県の融資制度

2-1 県の制度金融（概要）

1) 中小企業金融対策の中の制度金融

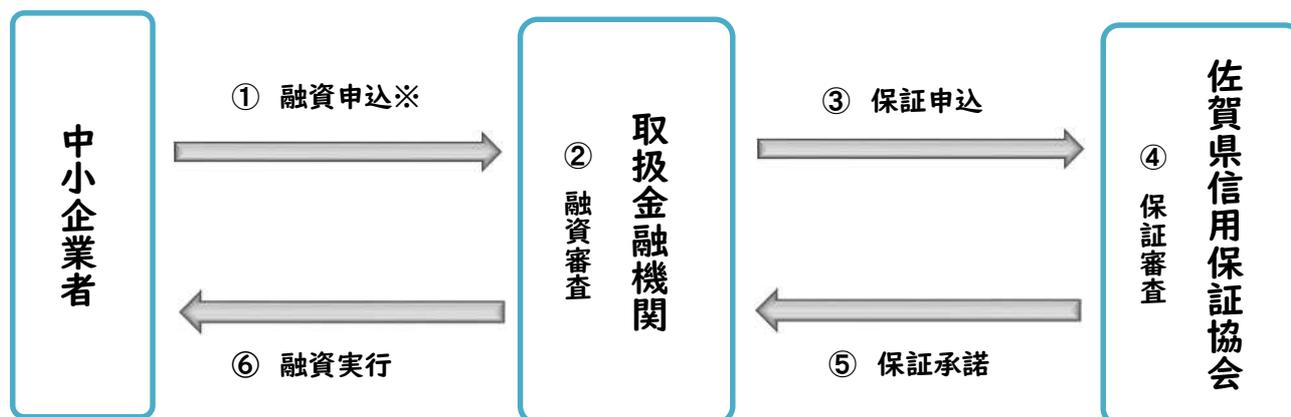
■県制度金融とは

中小企業者が経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を調達しやすいように、県が融資条件（利率・限度額・保証料率等）を定め、県と金融機関、信用保証協会が協力して貸付けを行う制度です。

■信用保証協会とは

中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく公的機関です。

<融資を受けるための手続き>



※必要に応じて、市町、商工会議所・商工会等より融資要件の認定を受ける必要があります。

2) 取扱金融機関

県制度金融を取り扱うことのできる金融機関は、次のとおりです。

県制度金融ご利用を検討の際は、以下金融機関の県内窓口にご相談ください。

伊万里信用金庫
大川信用金庫
唐津信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀共栄銀行
佐賀銀行
佐賀県医師信用組合
佐賀県信用農業協同組合連合会
佐賀信用金庫
佐賀西信用組合
佐賀東信用組合
十八親和銀行
商工組合中央金庫
筑邦銀行
朝銀西信用組合
長崎銀行
西日本シティ銀行
福岡銀行
みずほ銀行
三井住友銀行
横浜幸銀信用組合

3) 中小企業者とは

本書で一般的に用いる「中小企業者」とは、次のとおりです。なお、制度によってはこれによらない場合もありますので御注意ください。

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、中小企業信用保険法が改正され、平成27年10月1日から信用保証制度を利用することが可能となりました。

（対象となるNPO法人）

次の要件を満たすNPO法人

従業員（雇用契約がないボランティア等は従業員に含まれません。）

・製造業 ……………300人以下

・卸売業・サービス業 ……100人以下

・小売業（飲食業を含む）……50人以下

保証制度によっては対象外となる場合があります

ご不明な点は佐賀県信用保証協会（0952-24-4342,4343）へお問い合わせください。

（ア） 業種の要件

次に掲げるもの以外の業種です。

業 種	日本標準産業分類(中分類・細分類)
農業	01
林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)	021、023、0241、0243~0249、029
漁業	03、04
金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)	62~66、671~673

（イ） 個人・会社における資本金要件・従業員要件

（ア）の業種要件を満たしたうえで、次の表における「資本の額又は出資の総額」又は「従業員の数」のいずれかが該当していれば、中小企業者となります（個人事業者の方は「従業員の数」が該当していれば中小企業者となります。主人1人の個人商店も中小企業者です）。

業 種	日本標準産業分類(中分類・細分類)	資本の額又は出資の総額	従業員の数
小売業	56~61、76、77	5,000万円以下	50人以下
サービス業	38、3922~3929、411、412、415、693、70~74、752~759、78~87、88~96	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	50~55	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・その他		3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業	3億円以下	300人以下
医業を主たる事業とする法人	(医療法人など)	—	300人以下

(ウ) 組合における要件

組合については、それぞれ下表における要件を同時に満たしていれば、中小企業者となります。

区分	要件												
中小企業等協同組合(事業協同組合、企業組合)	(業種)組合が(ア)の業種に属する事業を実施、または、構成員の 2/3 以上が(ア)の業種に属する事業を実施												
協業組合	(業種)組合が(ア)の業種に属する事業を実施												
商工組合	(業種)組合が(ア)の業種に属する事業を実施、または、構成員が(ア)の業種に属する事業を実施												
商店街振興組合	(業種)組合が(ア)の業種に属する事業を実施、または、構成員の 2/3 以上が(ア)の業種に属する事業を実施												
生活衛生同業組合	(構成員の資本金・従業員数)直接・間接の構成員の 2/3 以上が次表の要件のいずれかに該当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本の額又は出資の総額</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>50 人以下</td> </tr> </tbody> </table> (業種)組合が(ア)の業種に属する事業を実施、または、構成員が(ア)の業種に属する事業を実施	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数	卸売業	1 億円以下	100 人以下	サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	その他	5,000 万円以下	50 人以下
業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数											
卸売業	1 億円以下	100 人以下											
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下											
その他	5,000 万円以下	50 人以下											
酒造組合、酒販組合	(構成員の資本金・従業員数)直接・間接の構成員の 2/3 以上が次表の要件のいずれかに該当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本の額又は出資の総額</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒類製造業</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>酒類卸売業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>酒類販売業</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>50 人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数	酒類製造業	3 億円以下	300 人以下	酒類卸売業	1 億円以下	100 人以下	酒類販売業	5,000 万円以下	50 人以下
業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数											
酒類製造業	3 億円以下	300 人以下											
酒類卸売業	1 億円以下	100 人以下											
酒類販売業	5,000 万円以下	50 人以下											
内航海運組合	(構成員の資本金・従業員数)直接・間接の構成員の 2/3 以上が次表の要件のいずれかに該当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本の額又は出資の総額</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航海運事業</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数	内航海運事業	3 億円以下	300 人以下						
業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数											
内航海運事業	3 億円以下	300 人以下											

4) 借入が円滑に実現するためには

制度金融の利用をはじめとした借りに際しては、以下のポイントがあります。

1. 金融機関から借りに当たっては、まず日頃から金融機関と密接な関係を保つことが必要です。そのため、以下のような諸点を考え、各々の金融機関の特性を生かし、企業にあった金融機関を選んだうえで、誠意と根気を持って接することが望ましいと思われます。
 - (ア) 普段から企業の実態を、十分に金融機関に知ってもらうこと。そのためには、収支の記帳整理を行い、企業の経理内容を明らかにしておくことが望ましい。
 - (イ) 事業計画について金融機関の了解が得られるように努めること。
 - (ウ) 資金の借入計画は、企業の実態にふさわしいものであること。
 - (エ) 資金の調達には、資金の必要量と資本構成の是正を考慮し、その実行の上がる方法を採用。
2. また、借りに当たっては、地元の商工会、商工会議所あるいは県中小企業団体中央会の経営指導員に、企業の実態や経理内容を明らかにしたうえで、事業計画や借入計画の妥当性等について指導、助言を得ることも大事です。

5) 制度金融の内容一覧（令和7年度佐賀県中小企業事業資金貸付金制度一覧表）

◇一般資金（貸付対象者を限定しない資金）

資金名	貸付対象
中小企業振興貸付	事業資金（小規模事業者が運転資金を借入れる場合は、設備設置に伴う増加運転資金に限る）
短期運転貸付	季節的な運転資金 その他の短期運転資金
小規模事業者貸付	小規模事業者の事業資金
小口事業資金	【小口零細企業保証制度利用の場合】小規模事業者の事業資金 【特別小口保険利用の場合】 小規模事業者（ただし、保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けておらず、かつ、所得税、事業税等の所得割のいずれかについて借入申込日前1年間に納期が到来した税額を完納している者に限る）の事業資金

◇特別資金（県が特定の施策を推進するために貸付対象者を限定している政策資金）

資金名	貸付対象
創業資金	【独立・創業】 ・事業を営んでいない個人（会社設立の計画を有するものを含む） ・自らの事業を継続しながら、新たに会社設立の計画を有する会社 ・事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社 ※スタートアップ創出促進保証において、法人を設立しない個人は対象外
新事業展開等資金	【新事業活動促進】 ①認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らの知的資産経営報告書等を作成し、新事業活動に取り組み、融資後3年間、その実行と進捗を金融機関に報告する者 ②新連携、農商工連携、地域産業資源活用、経営革新計画、経営力向上計画に基づき新事業活動に取り組む者 ③新事業活動に取り組む（県内の事業に限る）に当たり、国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けているもの ④その他新規性・独創性のある新事業活動に取り組む者 【DX事業活動促進】 ・A I ・ I o TをはじめとしたIT、ロボティクス等の先進技術やそれを用いたサービスを活用して、既存ビジネスの生産性向上や付加価値向上、新たなビジネスの創出といったDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む者 【事業転換】 ・事業転換または新分野進出を行う者 ・自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営む者
事業承継資金	①事業承継に取り組む者 ②3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の(1)～(5)のすべてに該当するもの (1)資産超過であること (2)E B I T D A有利子負債倍率が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと (5)経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること
設備投資支援資金（設備投資ネクスト資金）	①事業の効率化・省コスト化・生産性向上などのため、老朽化した機械の買替えや、既存設備を更新するための資金であること ②工場・店舗・事務所等の増設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を行うための資金であること
経営強化貸付	経営環境変化対応資金 次に掲げる対策に関する事業を行う者 ①大型店舗・大企業対策 ②地場産業等対策 ④貿易振興・国際化対策 ⑤環境・省エネルギー・脱炭素対策 ⑥高度情報化対策 ③企業立地、観光振興対策、食品産業品質管理高度化促進対策（H A C C P） ⑦UD化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対応
人材確保支援資金（人材確保サポート資金）	次のいずれかに該当する者（融資申し込み時点で佐賀県の地域別最低賃金を上回っていること） ①融資申込日の前後6カ月以内に、新たに1名以上正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）する者 ②事業場内の最低賃金を引き上げる者（前年対比で3%以上の上昇。） ③新たな従業員の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置もしくは改修を行う者 ④従業員が育児休業を取得しやすくするための雇用環境整備や、業務体制整備を行うとする者
経営改善資金	資金繰りが著しく困難または売上げの減少等により資本構成が著しく不均衡な者で、経営改善に取り組み、その実行と進捗を金融機関に報告するもの
セーフティネット資金（旧円滑化借換資金）	①中小企業信用保険法第2条第5項の認定を受けたもの ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けたもの ③創設企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ④県が別途指定する県内経済に多大な影響を及ぼす事象により、資金繰りが著しく困難又は経営の安定に支障をきたしたものの
事業再生資金（令和8年3月31日まで）	中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの
条件変更改善型借換資金	既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換えし、資金繰り改善を図り、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行う者の事業資金
災害復旧資金	特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、災害復旧を行うとする者（被害を受けたことについて市町長等の証明を受けたもの）の事業資金

※1:事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25~0.45%の上乗せ保証料は事業者負担。

※2:令和8年3月31日保証協会申し込み分までの措置。

貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
設備 4,000万円 (運転と合わせて) 運転 2,000万円	設備 10年 (1年) 運転 5年 (6月)	年1.8%	年1.35%以内	保証協会の定めるところによる	保証協会の定めるところによる
運転 500万円 (組合 1,000万円)	運転 1年 (6月)	年1.2%	年1.35%以内	原則として不要	
2,000万円	設備 10年 (1年) 運転 7年 (6月)		年1.35%以内		
【小口零細企業保証制度利用の場合】 既存の保証協会の保証付融資残高と新規の貸付額を合わせて、2,000万円 【特別小口保険利用の場合】 2,000万円	設備 10年 (1年) 運転 5年 (6月)	年1.3%	【小口零細保証制度利用】 年0.60%以内 【特別小口保険利用】 年0.71%以内	原則として不要 ※特別小口保険を利用する場合は不要	保証協会の定めるところによる ※特別小口保険を利用する場合は不要

貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
3,500万円	運転・設備 10年 (2年) ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内		運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要
運転 2,000万円 設備 5,000万円 (運転と合わせて) 借換 8,000万円 (設備、運転と合わせて) ※新事業活動促進③は別枠 補助金交付額を上限に8,000万円まで	運転 7年 (1年) 設備 10年 (2年) 借換 10年 (2年) ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年 (2年) (下記に該当) ・新事業活動促進③ 運転2年		運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内 (下記に該当) ・新事業活動促進① ・DX事業活動推進 運転 年0%		保証協会の必要に応じ徴求
5,000万円	①運転 7年 (1年) 設備 10年 (2年) ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年 (2年) ②運転・設備 10年 (1年)		運転・設備 年0%		①保証協会の必要に応じ徴求 ②不要
設備 8,000万円	設備 10年 (2年) ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年 (2年)	年1.3%	設備 年0%		
運転 2,000万円 設備 5,000万円 (運転と合わせて)	運転 7年 (1年) 設備 10年 (2年) ※不動産の取得を主な内容とするものについては、設備15年 (2年)		運転 年1.35%以内 設備 年0%	保証協会の必要に応じ徴求	
運転 2,000万円 設備 1億円 (運転と合わせて)					
運転 2,000万円 設備 8,000万円 (運転と合わせて)					
5,000万円	運転 7年 (1年) 設備 10年 (2年)		運転 年0.30%以内 設備 年0%		保証協会の必要に応じ徴求
5,000万円	運転・設備・借換 10年 (2年)		年0.60%以内		
8,000万円	運転・設備 10年 (2年)		年0.60%以内		
5,000万円	運転・設備 15年 (3年)		年0% ※2		
8,000万円	借換 15年 (2年)	金融機関所定金利	年0.60%以内		
6,000万円	運転・設備 10年 (2年) ※既往災害復旧資金の借換も可能	年0.9%	年0%		

2-2 各貸付の要件等

1) 中小企業事業円滑化資金（一般資金）

中小企業事業円滑化資金(一般資金)は、自由な事業資金として利用できる資金です。また、全て保証協会の保証付きの貸付となっています。

1) - 1 中小企業振興貸付

資金の使途	設備資金 ¹ または運転資金 小規模企業者 ² の運転資金については、次に掲げる設備資金の借入や設備貸与に伴う増加運転資金に限る ・この貸付による設備資金 ・中小企業特別対策資金(ii.)による設備資金 ・小規模企業者等設備導入資金による設備資金、設備貸与資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	4,000万円 (運転 2,000万円)	設備 10年(1年) 運転 5年(6か月)	1.8%(1.35%以内)	保証協会の定めるところによります
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 設備資金の貸付内定通知書の写し(必要に応じて) (3) 設備貸与資金の設備貸与内示通知書の写し(必要に応じて) (4) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意事項	設備資金と運転資金を合わせて借り入れる場合は、借入申込書をそれぞれ別個に提出してください。			

1) - 2 短期運転貸付

資金の使途	季節的な運転資金その他の1年以内の短期の運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	運転 500万円 ※組合:1,000万円	運転 1年(6か月)	1.2%(1.35%以内)	原則として物的担保は徴せず、また、保証人については、保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意事項	長期の据置期間(4~6か月)を設定する場合は、特に慎重な審査を行います。			

¹ 生産または商業機能を高めるための土地、建物、設備の取得費をいいます。ただし、土地のみの取得費は原則として対象としません。

² 以下の条件に該当する方をいいます。

- ・常用従業員数が20人(商業・サービス業は5人。但し、宿泊業・娯楽業は20人)以下の個人、会社
- ・事業共同小組合
- ・組合員数20人以下の企業組合
- ・常用従業員数が20人以下の協業組合、医業を主たる事業とする法人

1) - 3 小規模事業貸付

(1) 一般資金

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・小規模企業者(i.1.中小企業振興貸付の脚注を参照)であること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	2,000万円	設備 10年(1年) 運転 7年(6か月)	1.3%(1.35%以内)	原則として物的担保は徴せず、また、保証人については、保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

(2) 小口事業資金(小口零細企業保証利用の場合)

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・小規模企業者(i.1.中小企業振興貸付の脚注を参照)であること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	既存の保証協会の保証付融資残高と新規の貸付額を合わせて 2,000万円	設備 10年(1年) 運転 5年(6か月)	1.3%(0.60%以内)	原則として物的担保は徴せず、また、保証人については、保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
その他	全国統一の「小口零細企業保証制度」に準拠した資金			

(3) 小口事業資金（特別小口保険利用の場合）

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き1年以上県内に事業所を有していること ・引き続き1年以上県内において同一事業を営んでいること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・小規模企業者(i.1.中小企業振興貸付の脚注を参照)であること ・保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けていないこと(中小企業事業円滑化資金(i.)または中小企業特別対策資金(ii.)の貸付を受けていないこと) ・所得税(源泉徴収分を除く)、事業税、県民税・市町民税の所得割のいずれかについて、借入申込日前1年間に納期が到来した税額を完納していること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	2,000万円	設備 10年(1年) 運転 5年(6か月)	1.3%(0.71%以内)	物的担保・保証人とも不要です。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

2) 中小企業特別対策資金

中小企業特別対策資金は、県の商工業における特定施策を推進するための資金で、各資金の要件に該当する必要があります。また、それぞれの貸付は原則として保証協会の保証付きとなっています。

2) - 1 さが創生貸付

(1) 創業資金<独立・創業>

資金の使途	設備資金または運転資金			
貸付対象	・次のいずれかに該当するものが必要とする事業資金 1 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画があるもの 2 中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画があるもの 3 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満であるもの 4 自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満であるもの 5 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに設立した会社に承継させ、個人創業から5年未満であるもの 6 事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的な計画があるもの 7 事業を営んでいない個人で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの (※スタートアップ創出促進保証において、6,7は対象外)			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	3,500万円	設備 10年(2年) 運転 10年(2年) ※但し、スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内	1.3%(設備0.00% 運転0.30%以内、借換 0.60%以内) ※但し、スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ	保証協会の定めるところによります。 ※但し、スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 創業計画書(ただし、上記1、2、6に該当する先) (3) 設計書・カタログ及びその見積書 (4) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意点	貸付対象1、2、6に該当する先は、「事業着手」の確認を行いますのでご注意ください。 また、創業予定者に対して「事業着手済」と確認できる具体的な資料は以下のとおりとなります。 ①商業登記簿謄本(法人の場合) ②税務署への開業届 ③業用建物の賃貸借契約書、売買契約書又は建築確認書 ④品売買契約書、商品発注書、設備の受領書等			

(2) 新事業展開等資金<新事業活動促進>

資金の使途	設備資金、運転資金又は借換資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<p>・客観的に事業を行っていることが明らかであること</p> <p>・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること</p> <p>・次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律により行政庁から承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を行うこと 2 県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域産業資源に係る新製品や新サービスの事業化に取り組むこと 3 農林漁業者と連携し、互いの経営資源を有効に活用することにより新製品や新サービスの事業化に取り組むこと 4 佐賀県トライアル発注事業で選定された新製品や新サービスの事業化に取り組むこと 5 下請中小企業振興法により認定を受けた計画に基づき事業を行うこと 6 知的資産経営報告書等を作成し、新事業活動に取り組むこと 7 新事業活動に取り組む(県内の事業に限る)にあたり、国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けていること 8 その他新規性・独創性のある³新製品や新サービスの事業化に取り組むこと <p>・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること</p>			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円 (運転のみ:2,000万円) 組合等にあつては2億円 (運転のみ:4,000万円) 借換資金8,000万円(新規追加資金要) ※上記7の場合、補助金交付額を上限に運転8,000万円	設備 10年(2年) ※不動産の取得を主な内容とするものは、15年(2年) 運転 7年(1年) ※上記7の場合、運転2年(1年) 借換 10年(2年)	1.3% (設備0.00%、運転0.30%以内、借換0.60%以内、上記6の場合は、運転年0%)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	<p>(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書)</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 設計書・カタログ及びその見積書</p> <p>(4) 最近2期の財務諸表</p> <p>(5) 知的資産経営報告書等(上記6の場合)※中小機構ホームページの作成マニュアル参照</p> <p>(6) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類</p>			
<p>【上記6 知的資産経営報告書等の提出について】</p> <p>・提出された知的資産経営報告書等の内容把握のため、保証協会による、中小企業者への実地確認等あり。また保証決定後、保証協会は、知的資産経営報告書等を県へ提出を行う(県から中小企業者へ実地確認等を行う場合がある)。</p> <p>【上記6 期中管理について】</p> <p>(1) 中小企業者は、融資後3年間の毎年度、金融機関に対して事業計画実行状況等報告書(創業・新事業展開等資金)を提出する。</p> <p>(2) 金融機関は、提出された事業計画実行状況等報告書(創業・新事業展開等資金)を信用保証協会に提出する。また、知的資産経営報告書等に見直しがあった場合は、見直し後の知的資産経営報告書等も提出する。</p>				
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

³「その他新規性・独創性のある」とは、具体的には次のいずれかに該当することをいいます。

- (1) 基本技術や造形に産業財産権を有しているもの。他社所有の場合は、実施許諾を受けているもの。
- (2) 国、県、独立行政法人又は公益財団法人佐賀県地域産業支援センターの補助又は委託を受けて開発又は開発に着手しようとするもの。
- (3) 大学又は公設試験研究機関との共同研究により生まれたもの。
- (4) その他新規性独創性が認められるもの。

(3) 新事業展開等資金<DX事業活動推進>

資金の使途	設備資金、運転資金又は借換資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・AI・IoTをはじめとしたIT、ロボティクス等の先進技術やそれを用いたサービスを活用して、既存ビジネスの生産性向上や付加価値向上、新たなビジネスの創出といったDX(デジタル・トランスフォーメーション)に取り組むこと ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円 (運転のみの場合は2,000万円) 組合等にあつては2億円 (運転のみの場合は4,000万円) 借換資金は新規追加融資が必要で、 8,000万円(新規貸付資金は5,000万円まで(運転資金の場合は2,000万円まで))	設備 10年(2年) 運転 7年(1年) 借換 10年(2年)	1.3% (設備・運転0.00% 借換0.60%以内)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書 (4) 最近2期の財務諸表 (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

(4) 新事業展開等資金<事業転換>

資金の用途	設備資金、運転資金又は借換資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<p>・客観的に事業を行っていることが明らかであること</p> <p>・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること</p> <p>・次のいずれかに該当すること</p> <p>1 経済環境の変化または親事業者の事業活動の変化に伴い、事業転換または新分野進出⁴を行う</p> <p>2 引き続き1年以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き1年以上県内において同一事業を営んでいる会社が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営むために設立した会社であって、事業開始後1年未満⁵である</p> <p>3 その他事業承継を行う</p> <p>・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること</p>			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円 (運転のみの場合は2,000万円) 借換資金は新規追加融資が必要で、8,000万円 (新規貸付資金は5,000万円まで(運転資金の場合は2,000万円まで))	設備 10年(2年) 運転 7年(1年) 借換 10年(2年)	1.3% (設備0.00%、運転0.30%以内、借換0.60%以内)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	<p>(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書)</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 設計書・カタログ及びその見積書</p> <p>(4) 最近2期の財務諸表</p> <p>(5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類</p>			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意点	事業転換資金を申込みの際、「事業着手」の確認を行いますのでご注意ください。			

⁴ 「事業転換または新分野進出」とは、次の条件を満たすものをいいます。ただし、事業譲渡等による事業承継の場合は、この限りではありません。

(1) 転換先または進出先の事業が、原則として現在の業種と異なるものである。

(2) 転換先または進出先の事業が、現在の事業活動の相当程度(売上額等でみて概ね5分の1以上)を占める見込みである。

⁵ この場合、設立された会社の事業歴が6か月未満であっても融資の対象とします。

(5) 事業承継資金

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象	<p>・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること</p> <p>・次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業承継に取り組む者 2 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の各号すべてに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1)資産超過であること (2)EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと (5)経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円	<p>・上記1の場合 設備 10年(2年) ※不動産の取得を主な内容とするものは、15年(2年) 運転 7年(1年)</p> <p>・上記2の場合 設備 10年(1年) 運転 10年(1年)</p>	1.3% (設備・運転 0.00%)	<p>・上記1の場合 保証協会の定めるところによります。</p> <p>・上記2の場合 担保は保証協会の定めるところにより、保証人は不要</p>
借入申込に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書 (4) 最近2期の財務諸表(有する場合のみ) (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意点	事業承継資金を申込みの際、事業承継に係る資金であるかどうかの用途確認を行いますのでご注意ください。			

(6) 設備投資支援資金（設備投資ネクスト資金）

資金の用途	設備資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 1 事業の効率化・省コスト化・生産性向上などのため、老朽化した機械の買換えや、既存設備を更新するための資金であること 2 工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を行うための資金であること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	8,000万円	設備 10年(2年) ※不動産の取得を主な内容とするものは、15年(2年)	1.3%(0.00%)	保証協会の定めるところによります
借入申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書 (4) 最近2期の財務諸表 (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

2) -2 経営強化貸付

(1) 経営環境変化対応資金

経営環境変化対応資金には、次に掲げる対策に応じた資金があります。

- ① 大型店舗・大企業対策
- ② 地場産業等対策
- ③ 企業立地、観光振興対策、食品産業品質管理高度化促進対策 (HACCP)
- ④ 貿易振興・国際化対策
- ⑤ 環境・省エネルギー対策
- ⑥ 高度情報化対策
- ⑦ UD化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対応

それぞれの資金に共通する条件は、次のとおりです。

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円(運転のみの場合は2,000万円) 上記③は、1億円(運転のみの場合は2,000万円) 上記⑦は、8,000万円(運転のみの場合は2,000万円) 組合等共同事業対策は、2億円(運転のみの場合は4,000万円)	設備 10年(2年) ※不動産の取得を主な内容とするものは、15年(2年) 運転 7年(1年)	1.3%(1.35%以内 設備 0.00%)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 雇用計画書(③企業立地・⑧雇用促進対策のみ) (4) 設計書・カタログ及びその見積書 (5) 最近2期の財務諸表 (6) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

上記に加え、各資金にはそれぞれ次ページ以降の貸付対象及び必要書類が追加要件として定められています。

① 大型店舗・大企業対策

<追加要件>

貸付対象	・大型店舗 ⁶ または大企業 ⁷ の進出または撤退により事業活動に影響を受け(影響を受けることが見込まれる場合を含む。)、一定期間内 ⁸ に事業資金を必要とすること
------	---

② 地場産業等対策

<追加要件>

貸付対象	・県内の地域産業の振興に寄与する事業を営み、次のいずれかに該当すること 1 伝統的工艺品 ⁹ 産業の振興に関する法律により認定を受けた振興計画に基づく事業を行う 2 知事が指定する地場産業 ¹⁰ に属する事業を行う者で、経営の合理化または近代化を行う
------	---

⁶ 「大型店舗」とは、売場面積が500㎡を超える店舗をいいます。

⁷ 「大企業」とは、次の項目のいずれかを満たすものをいいます。

(1) 中小企業者以外の者で事業を営むもの

(2) 中小企業者以外の者が単独で支配することのできる関係にある者(発行済株式の総数の2分の1以上を保有されている、出資価額の総額の2分の1以上の額の出資を受けている、その他事業活動を実質的に支配されている)

⁸ 「一定期間内」とは、原則として大型店舗や大企業の進出または撤退が明らかになった時から、進出または撤退後2年が経過する時までをいいます。

⁹ 「伝統的工艺品」とは、伊万里・有田焼または唐津焼をいいます。

¹⁰ 「知事が指定する地場産業」とは、鹿島錦、佐賀錦、白石焼、諸富家具・建具、嬉野茶、小城羊羹、神埼そうめん、名尾手漉和紙、鍋島緞通、西川登竹細工、肥前びーどろ、浮立面または弓野人形をいいます。

③ 企業立地、観光振興対策、食品産業品質管理高度化促進対策（HACCP）

<追加要件>

貸付対象	<p>【企業立地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に企業立地等を行い、次のいずれかに該当すること（下記 1 または 2 のいずれかの場合、上記の規定に関わらず、県内に誘致された中小企業者も貸付対象を含む。） 1 雇用の増大¹¹を伴う県内への工場等施設の移転及び拡張¹²を行う 2 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域工業開発地区、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に規定する市町が策定した産業の導入に関する実施計画において定められた地区、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域内又は伊万里団地に企業立地を行うために必要とする設備資金 3 佐賀空港を利活用する¹³ <p>【観光振興対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の観光産業の振興またはリゾートゾーンの開発に寄与する事業を営み、次のいずれかに該当すること 1 施設等の整備を行う 2 観光客や MICE（集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称）誘致、消費促進支援を行う <p>【食品産業品質管理高度化促進対策（HACCP）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP による衛生管理への取り組みを行う者
------	--

④ 貿易振興・国際化対策

<追加要件>

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興または国際化を行い、次のいずれかに該当すること 1 貿易または国際化の振興に寄与する貿易関連事業を営む 2 国際標準化機構（ISO）9000 シリーズまたは 14000 シリーズの認証を受けようとする 3 海外への専門家派遣による商品開発を行う 4 F/S（事業化可能性調査）を行う 5 海外展示会への出展を行う
------	--

¹¹ 「雇用の増大」とは、原則として次の項目のいずれかを満たすものをいいます。

- (1) 借入申込日以後 1 年以内に、常時雇用する従業員の数が 3 人（従業員 20 人以下の企業にあっては 2 人）以上増加することが確実に見込まれるもの
- (2) 施設拡張終了後 6 か月以内に常時雇用する従業員の数が 3 人（従業員 20 人以下の企業にあっては 2 人）以上増加することが確実に見込まれるもの。ただし、施設拡張終了後 3 か月以内に常時雇用する従業員の数が少なくとも 1 人以上増加することが確実に見込まれるもの

¹² 「工場等施設の移転及び拡張」とは、県内への移転及び拡張であって、次の項目のいずれかを満たすもの。

- (1) 移転を行い、工場等施設の拡張を行うもの
- (2) 隣接地の取得により、施設の拡張を行うもの
- (3) 現在地と隣接していない土地を取得し、『支店』あるいは『第 2 工場』の類を建設するもの
- (4) 敷地等土地の拡張はないが、工場等施設の延床面積の拡張を行うもの

¹³ 次の事業資金が対象となります。

- (1) 空港を利活用する者が必要とする資金で次に掲げるもの
 - ア 貨物等を運送する業者が倉庫・トラックターミナル等の営業拠点の整備や空輸用コンテナを設置するためのもの
 - イ 空輸専用のパッケージ（花・生鮮食料品用等）等の開発・製作に係るもの
 - ウ 空港内にテナントとして出店するために必要とするもの
 - エ 空港利活用型企業としての優位性を積極的に宣伝するための広告塔、看板等を設置するためのもの
 - オ その他佐賀空港の利活用のために必要な資金
- (2) 空港利用客を対象とした事業を行う者が必要とする資金で次に掲げるもの
 - ア 空港内で企業の宣伝・広告を行うためのもの
 - イ 専ら空港を利用する者の宿泊に供する宿泊施設の建設のためのもの（設備資金）
 - ウ その他佐賀空港の利用者の利便性を高めるためのもの

⑤ 環境・省エネルギー対策

<追加要件>

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・廃棄物抑制または省エネルギー対策に取り組み、次のいずれかに該当すること 1 公害防止施設¹⁴または環境保全施設の設置・改善を行う 2 再生資源の有効利用のための施設¹⁵の設置・改善を行う 3 産業廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理を業として行う 4 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全¹⁶を図る 5 省エネルギー効果のある設備¹⁷の設置・改善を行う 6 新たに再生可能エネルギー設備¹⁸・CEV¹⁹ (Clean Energy Vehicle) の導入を行う
------	---

⑥ 高度情報化対策

<追加要件>

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当すること 1 情報処理機器等の整備²⁰、ネットワークの構築等の高度情報化を進めること 2 マイナンバーの管理やテレワークの導入を行う中小企業者
------	--

⑦ UD化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対応

<追加要件>

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当すること 1 UD化に取り組むための施設改修を行う 2 耐震診断・耐震改修を行う 3 消費税増への対応を行う 4 キャッシュレス対応を行う
------	---

¹⁴ 「公害防止施設」とは、大気汚染防止のための煤煙・粉塵・有毒ガス等を処理するための施設、水質汚濁防止のための汚水・廃液を処理するための施設、騒音防止施設、振動防止施設、地盤沈下防止施設または悪臭防止施設をいいます。

¹⁵ 「再生資源の有効利用のための施設」とは、再生資源を回収・加工し有効利用を行うための施設その他再生資源利用の促進に有効な施設をいいます。

¹⁶ 「環境への負荷の低減その他環境の保全」とは、環境保全目的で工場・作業場の敷地内に緩衝緑地帯を設置、ディーゼル車に装着する微粒子除去装置の導入などをいいます。

¹⁷ 「省エネルギー効果のある設備」とは、その設備を設置・改善することにより10%以上の省エネルギー効果をあげ得るものをいいます。

¹⁸ 「再生可能エネルギー設備」とは、太陽光、小水力、小型風力、地下熱、地熱、バイオマス、蓄電池等を指します。

¹⁹ 「CEV」とは、EV、PHEV、HV等の環境に配慮した自動車指します。

²⁰ 「情報処理機器等の整備」とは、情報通信技術を活用した業務の効率化や情報の共有化等を図るため、企業内または取引業者間等のネットワークを構築するために必要な整備その他高度情報化に必要な整備をいいます。単なる情報処理機器のみの導入は対象外です。

(2) 人材確保応援資金（人材確保サポート資金）

資金の用途	設備資金または運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・融資申し込み時点で佐賀県の地域別最低賃金を上回っていること ・次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> 1 融資申込日の前後6カ月以内に、新たに1名以上正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）する者 2 事業場内の最低賃金を引き上げる者（前年対比で3%以上の上昇） 3 新たな従業員の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置もしくは改修を行う者 4 従業員が育児休業を取得しやすくするための雇用環境整備や、業務体制整備を行おうとする者 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円	設備 10年(2年) 運転 7年(1年)	1.3%(設備 0.00% 運転0.30%以内)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書(設備資金の場合) (4) 最近2期の財務諸表 (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象1で融資を受けたものに対して、県や信用保証協会が新たに正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）したことが分かる資料の提出を求めることがあります。 (例) 雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し ・貸付対象2で融資を受けたものに対して、県や信用保証協会が最低賃金を上げた資料を求めることがあります。 (例) 賃金台帳、最低賃金を規定した就業規則等の写し ・貸付対象4で融資を受けたものに対して、県や信用保証協会が育休計画・育休実績がわかる資料の提出を求めることがあります。 			

2) - 3 経営安定化貸付

(1) 経営改善資金

資金の用途	設備資金、運転資金又は借換資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 1 資金繰りに著しい困難を生じている 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている ※ いずれの場合も、経営改善計画書の作成が必要になります。 ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	5,000万円	設備 10年(2年) 運転 10年(2年) 借換 10年(2年)	1.3%(0.60%以内)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書(借換・一本化の場合) (3) 経営改善計画書 (4) 最近2期の財務諸表(付票を含む) (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
期中管理【H29年度貸付分から】 (1) 中小企業者は、融資後3年間、金融機関に対して、事業計画実行状況等報告書(経営改善資金)を提出する。 (2) 金融機関は、提出された事業計画実行状況等報告書(経営改善資金)を、信用保証協会へ提出する。				

(2) セーフティネット資金

資金の用途	設備資金又は運転資金			
貸付対象 (条件全てを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること ・次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町長の認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町長の認定を受けていること 3 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引企業への取引依存度が10%以上あること 4 県が別途指定する県内経済に多大な影響を及ぼす事象により、資金繰りが著しく困難又は経営の安定に支障をきたしていること 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(保証料率)	担保及び保証人
	8,000万円	設備 10年(2年) 運転 10年(2年)	1.3%(0.60%以内)	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書(信用保証委託申込書) (2) 事業計画書 (3) 中小企業信用保険法第2条第5項又は同条第6項の規定に基づく市町長の認定書(貸付対象1・2の場合) (5) 最近2期の財務諸表(付票を含む) (6) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

(3) 事業再生資金（令和8年3月31日保証協会申込分まで）

資金の用途	事業資金（ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る）			
貸付対象 （条件全てを満たすこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人 ・次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 2 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 3 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 4 債権回収機構が策定を支援した再生計画 5 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 6 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 7 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの 9 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 10 中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資事務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 11 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 12 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機構が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率（保証料率）	担保及び保証人
	5,000万円	設備 15年（3年） 運転 15年（3年）	1.3%（0.00%）	保証協会の定めるところによります
借入申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書（信用保証委託申込書） (2) 事業計画書 (3) 再生支援を受けていることの証明願・証明書 (4) 再生計画書（上記の2に該当する場合） (5) 設計書・カタログ及びその見積書 (6) 最近2期の財務諸表（付票を含む） (7) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類 			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
全国統一の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」を活用した資金				
期中管理	佐賀県信用保証協会へ問い合わせください			

(4) 条件変更改善型借換資金

資金の使途	返済条件の緩和をしている既存の保証付き債務を新たに借換えし、資金繰り改善を図るために必要とする借換資金（新規の運転資金を追加しての借り換え可能）			
貸付対象 （条件全てを満たすこと）	1. 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既存債務の残高があること。 2. 1の既存債務の全部又は一部について返済条件の変更を行っていること。 3. 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率（保証料率）	担保及び保証人
	8,000万円	15年（据置期間1年以内。ただし、新規運転資金を追加して借換の場合は、据置期間2年以内。）	金融機関所定金利（0.6%以内）	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書（信用保証委託申込書） (2) 企業の概要（商工会議所等が作成するもの） (3) 最近2期の財務諸表（付票を含む） (4) 業況説明書 (5) 事業計画書 (6) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 (7) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			
全国統一の「借換保証制度」を活用した資金				
期中管理	(1) 中小企業者は、毎年度、金融機関に対して、事業計画実行状況等報告書を提出する。 (2) 金融機関は、提出された事業計画実行状況等報告書を、信用保証協会へ提出する。			

(5) 災害復旧資金

資金の使途	知事が別に定める期間内 ¹⁸ に災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金			
貸付対象 （条件全てを満たすこと）	・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・知事が認める特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で知事が認めるもの ¹⁹ による被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、その被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町長その他知事が必要と認めた者 ²⁰ の証明を受けたこと ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること			
貸付条件	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率（保証料率）	担保及び保証人
	6,000万円 （被害金額の範囲内）	設備 10年（2年） 運転 10年（2年）	知事が定める貸付利率・保証料率 ※利率は、この資金を発動する際に決定します。	保証協会の定めるところによります。
借入申込に必要な書類	(1) 融資機関が定める借入申込書及び保証協会が定める保証申込書（信用保証委託申込書） (2) 市町長の発行する罹災証明書 (3) 設計書・カタログ及びその見積書 (4) 最近2期の財務諸表（付票を含む） (5) その他借入審査を行うに当たって必要とする書類			
申込先	佐賀県制度金融取扱金融機関			

¹⁸ 「知事が別に定める期間内」は、知事が適用を決定した都度定めます。

²⁴ 「知事が認める特定の地域」及び「天災またはこれに準ずる災害で知事が認めるもの」は、激甚災害の指定、局地激甚災害の指定または災害救助法の適用を受けた場合それらに準じた災害（地域的な広がりをもった災害であって、地域中小企業者の大多数に経営上支障が生じるおそれがあるものに限られます。）である場合等を総合的に勘案し、必要に応じ、知事がその都度定めます。

²⁵ 「知事が必要と認めた者」は、知事がこの資金の適用を決定した都度定めます。

3. その他の県融資制度

3-1 勤労者福祉金融対策資金

佐賀県産業労働部産業人材課

Tel.0952-25-7100

1) 勤労者福利厚生資金

貸付対象	次のいずれにも該当する勤労者 (1) 県内に居住している者 (2) お申込時の年齢が満18歳以上で、満81歳の誕生日前日までに完済できる者 (3) 安定継続した年収が150万円以上で、世帯における年間の総収入額が800万円以下の者 (4) 勤続年数が1年以上の者 (5) 九州労働金庫指定の保証機関の保証が得られる者 生活のための資金を必要とする者
限度額	300万円以内
融資期間	10年以内
融資利率	2.0%、教育資金のみ1.7% ※別途保証料(保証料率0.7%~1.2%)が必要
担保・保証人	担保 無担保 保証 (一社)日本労働者信用基金協会の保証による
償還方法	元利均等月賦
取扱金融機関	九州労働金庫

4. 政府系金融機関の中小企業関係融資制度

4-1 日本政策金融公庫

1) 日本政策金融公庫国民生活事業

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/recruit/business/business03.html>

2) 日本政策金融公庫中小企業事業

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/recruit/business/business05.html>

3) 日本政策金融公庫農林水産事業

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/recruit/business/business04.html>

4-2 商工組合中央金庫

佐賀市駅前中央一丁目6番23号

Tel.0952-23-8123

商工中金は、本金庫の株主であって、次の中小企業団体(所属組合)及びその構成員の中小企業に対し、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、幅広い融資を行っています。

中小企業団体とは

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、同連合会、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会、同中央会、内航海運組合、同連合会、輸出組合、輸入組合、市街地再開発組合

1) 一般的な融資

	貸付対象	資金使途	貸付期間(据置期間)
	商工中金の株主であって中小企業団体(所属組合)及びその構成員	設備資金 運転資金	設備:15年以内(2年以内) 運転:10年以内(2年以内)

2) 商工中金独自の制度融資

	貸付対象	資金使途	貸付期間(据置期間)
災害復旧資金	商工中金において特別相談窓口もしくは相談窓口が開設された災害により被災された事業者	設備資金 運転資金	設備:20年以内(3年以内) 運転:10年以内(3年以内)
セーフティネット 関連資金	商工中金において特別相談窓口もしくは相談窓口が開設された災害以外の特定事象(発注元の破綻・事業制限、大規模な経済変動等)により、資金繰りに支障をきたしている事業者	設備資金 運転資金	設備:20年以内(3年以内) 運転:10年以内(3年以内)

5. 市町単独小口融資制度

商工業振興を図るため、県内すべての市町において独自の融資制度を設けています。

5-1 信用保証協会保証付き制度

下記の制度についての詳細は、市町商工担当課、商工会議所、商工会、金融機関、または信用保証協会へお尋ねください。

※保証料の割引について・・・担保の提供がある事業者については、0.1%を基準とした率を表示利率より引き下げます。また、会計参与設置している旨の登記を行った事項を確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用します。

市町	制度名	貸付限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	各市町と契約 の取扱金融機関	保証料 (年率)	うち
							市町 負担※3
佐賀市	中小企業小口 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 信用金庫、佐賀東信用組合、横 浜幸銀信用組合、福岡銀行、西 日本シティ銀行、十八親和銀 行、長崎銀行、大川信用金庫	0.45~ 1.90%	全額
	公害防止施設 整備資金	公害防止資金 500	7年(6月)			〃	—
唐津市	中小企業小規 模事業資金	運転 1,500 設備 1,500 (合算限度額 1,500)	10年(24月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、唐津 信用金庫、福岡銀行、西日本シ ティ銀行、十八親和銀行	〃	全額
鳥栖市	中小企業小口 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	5年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 信用金庫、佐賀東信用組合、福 岡銀行、西日本シティ銀行、筑 邦銀行	〃	〃
多久市	中小企業融資 金	運転 500 設備 600 (合算限度額 700)	5年 7年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 東信用組合	〃	〃
伊万里市	中小企業振興 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、伊万 里信用金庫、佐賀西信用組合、 西日本シティ銀行、十八親和銀 行	〃	〃
武雄市	中小企業融資 金	運転 500 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	5年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州 ひぜん信用金庫、佐賀西信用 組合、十八親和銀行	〃	〃
鹿島市	中小企業融資 金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州 ひぜん信用金庫、佐賀西信用 組合、十八親和銀行	〃	〃
小城市	中小企業小口 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(4月) 10年(4月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 東信用組合	〃	〃
嬉野市	中小企業融資 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(4月) 10年(4月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州 ひぜん信用金庫、佐賀西信用 組合、十八親和銀行	〃	〃

市町	制度名	貸付限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	各市町と契約 の取扱金融機関	保証料 (年率)	うち
							市町 負担※3
神埼市	中小企業融資 金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(4月) 10年(4月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 信用金庫、佐賀東信用組合	0.45~ 1.90%	全額
吉野ヶ里町	中小企業融資 金	運転 500 設備 700 (合算限度額 700)	5年(4月) 7年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 信用金庫、佐賀東信用組合	〃	〃
基山町	中小企業小口 資金	運転 600 設備 800 (合算限度額 800)	5年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、福岡 銀行	〃	〃
上峰町	中小企業小口 資金	運転 500 設備 700 (合算限度額 700)	5年(6月) 7年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 信用金庫、佐賀東信用組合	〃	〃
みやき町	中小企業小口 資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(6月) 10年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀 東信用組合、筑邦銀行	〃	〃
玄海町	玄海町元気 1・ 2・3 産業振興 資金	運転 3,000 設備 3,000 (合算限度額 3,000)	120月以内 (12月以内)	1.3%※1	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、唐津 信用金庫	〃	〃
有田町	中小企業振興 資金	運転 500 設備 700(特認 1,000) (合算限度額 700、特認 1,000)	500万円以下 5年(6月) 500万円超 7年(6月) 設備特認 10年(6月)	1.3%※2	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、伊万 里信用金庫、佐賀西信用組合、 長崎銀行	〃	〃
大町町	中小企業融資 金	運転 500 設備 800 (合算限度額 800)	5年(4月) 8年(6月)	1.3%	佐賀銀行、九州ひぜん信用金 庫	〃	〃
江北町	中小企業融資 金	運転 500 設備 700 (合算限度額 700)	5年(6月) 7年(6月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀共栄銀行	〃	〃
白石町	中小企業小口 資金	運転 500 設備 700 (合算限度額 700)	5年(4月) 7年(4月)	1.3%※2	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州 ひぜん信用金庫、佐賀西信用 組合	〃	〃
太良町	中小企業資金	運転 1,000 設備 1,000 (合算限度額 1,000)	7年(4月) 10年(4月)	1.3%	佐賀銀行、佐賀西信用組合	〃	〃

※1 利子は町が補給します。(5年間) ※2 利子は町が補給します。(3年間)

※3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」による保証料上乗せ分は除く。

→佐賀市、武雄市、基山町、玄海町は上乗せ分も市町負担。

(注) 下記の市町を除き、融資の取扱いは各市町内の上記取扱金融機関の支店に限ります。

玄海町・大町町：市町外の金融機関の支店でも申込み可。
佐賀市・鹿島市・みやき町：市町ホームページをご確認ください。
多久市：佐賀東信用組合は、小城支店に限る。
伊万里市：商工中金は佐賀支店に限る。上峰町：上峰町にご確認ください。
吉野ヶ里町：佐賀銀行、佐賀信用金庫、佐賀東信用組合は神埼支店に限ります。

6. 信用保証協会の保証

信用保証協会は、事業の経営に真面目に努力し、かつ自らの力により企業の発展をはかろうとする中小企業者の方々に対し、必要とする事業資金について、その経営能力、これからの事業の発展性など中小企業の信用力を発掘して、中小企業者の資金調達が円滑に行くように、金融機関に対して債務の保証をする公的機関です。

6-1 信用保証協会の保証を受けられる業種

(中小企業信用保険法施行令第1条で定める業種は次のとおりです。)

1 食料品工業	2 繊維品工業	3 木材・木製品工業
4 家具・建具工業	5 紙工業	6 ゴム製品製造業
7 化学工業	8 石油・石炭製品工業	9 ゴム・プラスチック工業
10 皮革工業	11 窯業	12 機械工業
13 電気機器工業	14 車輛工業	15 船舶工業
16 金属工業	17 その他の工業	18 ソフトウェア業
19 情報処理サービス業	20 建設業	21 卸売業
22 小売業		
25 不動産業		
29 飲食店		
31 運送業	32 運送取扱業	33 貨物運送取扱業
34 倉庫業		
41 洗濯・洗張・染物業		
43 物品賃貸業	44 その他の運輸通信サービス業	45 物品預り・駐車場業
46 医業	47 歯科医業	48 その他医療・保健衛生業
49 加工・修理業	50 その他の生活関連サービス業	51 宿泊業
52 理容業	53 美容業	54 浴場業
55 広告業	56 映画館	57 その他サービス業
58 情報通信サービス業	59 娯楽業	60 専門サービス業
61 印刷業	62 出版業	63 廃棄物処理業
64 その他の教育、学習支援業	65 旅行業	66 学校教育事業
67 その他の事業サービス業	68 学習塾、教養・技能教授業	69 製版・製本業
70 郵便業	71 通信業	72 電気・ガス・熱供給・水道業
73 保険媒介代理業	74 放送業	75 社会保険・社会福祉・介護事業
76 インターネット附随サービス業		
81 木材伐出業		
82 農林漁業(製造業)	83 鶏卵ふ化業	84 獣医業
85 園芸サービス業	86 クレジットカード業、割賦金融業	87 金融商品取引業
88 商品先物取引業、商品投資顧問業	89 補助的金融業、金融附帯業、金融代理業	
91 鉱業	92 土石採取業	

※ 令和2年5月15日の申込受付分から、これまで保証対象外であったパチンコホール、場外車券場・馬券場及び風俗営業飲食業(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。)などが保証対象となりました。

詳細につきましては、信用保証協会保証部へお問い合わせ下さい。

※ 保証の対象とならない主な業種は次のとおりです。

- ① 農林漁業（一部業種は対象となる。）
- ② 金融・保険業（「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）」、「商品先物取引業」、「商品投資顧問業」、「補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第25項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第3条第1項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）」、「金融代理業（金融商品仲介業に限る。）」、「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は対象となる。）
- ③ 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
- ④ 風俗営業飲食業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）
- ⑤ サービス業中次のもの
 - ア 物品賃貸業（風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - イ 宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ウ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - エ 娯楽業中風営法第2条第6項第2号、第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業
 - オ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）
 - カ 政治・経済・文化団体
 - キ 宗教
- ⑥ 通信業中のインターネット附随サービス業（風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業に限る。）

6-2 許認可等を必要とする主な業種

業種	認可等	根拠法	有効期限	許認可権者
食料品製造業	許可	食品衛生法 (55条)	5年を下らない期間	知事 (保健所長)
食料品販売業	許可	食品衛生法 (5255条)		
飲食店	許可	食品衛生法 (5255条)		
建設業	許可	建設業法 (3条)	5年	国土交通大臣 又は知事
一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許可	道路運送法 (4条)	-	国土交通大臣 (地方運輸局長)
一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業に限る。)	許可	道路運送法 (4条、8条)	5年	
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法 (43条)	-	
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年又は5年(更新時 2年、3年又は5年)	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (3条)	-	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (35条)	-	
旅館業	許可	旅館業法 (3条)	-	知事
古物営業	許可	古物営業法 (3条)	-	公安委員会
薬局	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4条)	6年	知事
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (12条)	5年又は6年	厚生労働大臣 又は知事
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13条)	5年又は6年	
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年	
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年	
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年	
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年	
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年	
医薬品販売業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年	
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年	厚生労働大臣 又は知事

業種	認可等	根拠法	有効期限	許認可権者
高度管理医療機器・特定保守管理 医療機器賃貸業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年	厚生労働大臣 又は知事
医療機器修理業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (40条の2)	5年	
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年	厚生労働大臣
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7条)	2年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条)	5年(更新時5年又は 7年)	知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条の4)	5年(更新時5年又は 7年)	
有料職業紹介事業	許可	職業安定法 (30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
病院・診療所・助産所	許可	医療法 (7条)	—	知事
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法 (3条)	5年	国土交通大臣 又は知事
酒類製造業	免許	酒税法 (7条)	—	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法 (8条)	—	
酒類販売業	免許	酒税法 (9条)	—	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法 (5条)	—	知事
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (3条)	—	経済産業局長 又は知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法 (3条)	—	知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法 (35条)	期限を付すことができる (概ね2年)	市町村長
興行場	許可	興行場法 (2条)	—	知事
浴場業	許可	公衆浴場法 (2条)	—	
測量業	登録	測量法 (55条)	5年	国土交通大臣
砂利採取業	登録	砂利採取法 (3条)	—	知事
採石業	登録	採石法 (32条)	—	
建築士事業所	登録	建築士法 (23条)	5年	
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (3条)	5年	経済産業局長 又は知事
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法 (78条)	—	地方運輸局長

業種	認可等	根拠法	有効期限	許認可権者
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	—	知事
接待飲食等営業(注8)	許可	風営法(3条)	—	公安委員会
遊技場営業(注9)	許可	風営法(3条)	—	
包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業を除く。)	登録	割賦販売法(31条)	—	経済産業大臣
包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業に限る。)	登録	割賦販売法(35条の2の3)	—	
クレジットカード番号等取扱契約締結事業	登録	割賦販売法(35条の17の2)	—	
個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法(35条の3の23)	3年	
金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法(29条)	—	内閣総理大臣
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	—	
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条の9)	—	
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法(附則3条の3)	—	
商品先物取引業	許可	商品先物取引法(190条)	6年	
商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(3条)	6年	
特定店頭商品デリバティブ取引業	届出	商品先物取引法(349条)	—	
商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法(240条の2)	6年	
資金移動業	登録	資金決済に関する法律(37条)	—	
自家型前払式支払手段発行者	届出	資金決済に関する法律(5条)	—	
第三者型前払式支払手段発行者	登録	資金決済に関する法律(7条)	—	
金融商品仲介業	登録	金融商品取引法(66条)	—	
有価証券等仲介業	登録	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(12条)	—	

6-3 その他

下記については、令和 2 年 5 月 15 日以降の保証申込受付分から取扱いできるようになりました。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)の許可が必要です。

風俗営業（風営法第 2 条第 1 項）

営業の種類	有効期限	許認可権者
キャバレー、待合、料理店、カフェ等(1号)※1	-	公安委員会
低照度のバー、喫茶店(2号)※1		
区画席のバー、喫茶店(3号)※1		
まあじゃん屋(4号)		
ぱちんこ屋(パチンコ、パチスロ)(4号)※2		
ゲームセンター(5号)		
スロットマシン場(5号)		
ダーツバー(5号)		

※1 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものは対象外。また、食品衛生法の許可が必要です。

※2 パチンコに準ずるもの(景品交換所(景品交換所から景品を買い取り、他の事業者へ販売する事業者を含む。))又は貸し玉若しくはコインとの交換により飲み物等を提供する事業者)についても対象。

6-4 保証申込書に添付する必要書類

	書類名	備考
基本書類	① 信用保証依頼書	
	② 信用保証委託申込書	
	③ 個人情報の取扱いに関する同意書	既に包括同意書を提出している場合は不要
	④ 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	法人で連帯保証人を徴求する場合
	⑤ 決算書(2期分) 個人事業主の場合は確定申告書	勘定科目明細、税務申告別表も必要 申込制度等によっては3期分必要
	⑥ 残高試算表	決算期から概ね6ヶ月以上経過している場合
	⑦ 商業登記簿謄本、定款(写)	法人の場合。新規先及び既往先で変更のあった場合
	⑧ 印鑑証明書(写)	新規先及び既往先で変更があった場合
その他の書類	① 納税証明書または納付書	制度要綱等に定めがある場合
	② 許認可証(写)	許認可業種ページ参照
	③ 外国人住民にかかる住民票又は在留カード等(写)	申込人または連帯保証人が外国人の方の場合
	④ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等(写)	資本等の総額が規定額を超過している会社であって、 常時使用する従業員数が既定の8割超の方の場合
	⑤ セーフティネット認定書等	市町で認定を受けた場合
	⑥ 「保証協会団信」申込書兼告知書	保証協会団信に加入される場合
	⑦ 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書	保証協会団信に加入される場合
設備関係	① 見積書・契約書・建築確認済証	建物の建築、機械等の設備の場合
	② 設備計画書(任意書式)	設備の内容、効果、資金調達、返済計画等記入
	③ 店舗・事務所賃貸借契約書	賃貸物件に対する設備資金の場合
	④ 改装承諾書	賃貸物件の改装を行う場合
担保関係	① 金融機関不動産担保調査書	最新のもの
	② 不動産登記簿謄本	新規担保提供時は必要
	③ 地図・公図・地積測量図 接道状況確認資料	
	④ 建物図面・各階平面図	
	⑤ 納税証明書	新規設定の場合、先行する租税債権がないことの確認
	⑥ 求償権特約の念書	担保物件所有者が物上保証人の場合

※ 以上のほか、申込人の業種や従業員規模および各制度資金等で、必要な資料やその他追加資料をご提出していただくこともあります。

※ 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書等の記載について不明の際は、佐賀県信用保証協会保証部もしくは最寄りの金融機関までお問い合わせ下さい。

7. 関係機関連絡先

機関名	〒	所在地	電話番号
●県庁関係課・所			
佐賀県 産業労働部 産業政策課	840-8570	佐賀市城内一丁目1-59 新館 9F	0952-25-7093
佐賀県 産業労働部 産業人材課	840-8570	佐賀市城内一丁目1-59 新館 9F	0952-25-7100
●市町関係課			
佐賀市 経済政策課 経営支援係	840-8501	佐賀市栄町1番1号	0952-40-7102
唐津市 商工振興課	847-8511	唐津市西城内1-1	0955-72-9141
鳥栖市 商工観光課	841-8511	鳥栖市宿町1118番地	0942-85-3605
多久市 商工観光課	846-8501	多久市北多久町大字小侍7番地1	0952-75-2117
伊万里市 企業誘致・商工振興課	848-8501	伊万里市立花町1355番地1	0955-23-2184
武雄市 商工課	843-8639	武雄市武雄町大字昭和12番地10	0954-23-9210
鹿島市 商工観光課	849-1312	鹿島市大字納富分2643番地1	0954-63-3412
小城市 商工観光課	845-8511	小城市三日月町長神田2312番地2	0952-37-6129
嬉野市 観光商工課	843-0392	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185(嬉野庁舎)	0954-42-3310
神崎市 商工観光課	842-8601	神崎市神崎町鶴3542番地1	0952-37-0107
吉野ヶ里町 商工観光課	842-0193	神埼郡吉野ヶ里町三津777	0952-37-0350
基山町 商工観光課	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦666番地	0942-85-7670
上峰町 産業課 産業係	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所383番地1	0952-52-7415
みやき町 産業支援課	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1381	0942-96-5545
玄海町 企画商工課	847-1421	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	0955-52-2112
有田町 商工観光課	849-4192	西松浦郡有田町立部乙2202番地	0955-46-2500
大町町 企画政策課 商工観光広報統計係	849-2101	杵島郡大町町大字大町5017番地	0952-82-3112
江北町 地域振興課 商工係	849-0592	杵島郡江北町大字山口1651-1	0952-86-5615
白石町 商工観光課	849-1192	杵島郡白石町大字福田1247番地1	0952-84-7123
太良町 企画商工課	849-1698	藤津郡太良町大字多良1番地6	0954-67-0312
●保証協会			
佐賀県信用保証協会 保証部	840-8689	佐賀市白山二丁目1-12 佐賀商エビル3階	0952-24-4342 0952-24-4343
●政府系金融機関			
日本政策金融公庫 佐賀支店 国民生活事業	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0570-094616
日本政策金融公庫 佐賀支店 中小企業事業	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-24-7224
日本政策金融公庫 佐賀支店 農林水産事業	840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-27-4120
商工組合中央金庫 佐賀支店	840-0801	佐賀市駅前中央一丁目6番23号	0952-23-8121

●商工団体			
佐賀県商工会議所連合会	840-0826	佐賀市白山二丁目 1-12 佐賀商エビル 6 階	0952-24-5155
佐賀県商工会連合会	840-0826	佐賀市白山二丁目 1-12 佐賀商エビル 6 階	0952-26-6101
佐賀県中小企業団体中央会	840-0826	佐賀市白山二丁目 1-12 佐賀商エビル 6 階	0952-23-4598
●商工会議所			
佐賀商工会議所	840-0826	佐賀市白山二丁目 1-12	0952-24-5158
唐津商工会議所	847-0012	唐津市大名小路 1-54	0955-72-5141
鳥栖商工会議所	841-0051	鳥栖市元町 1380-5	0942-83-3121
伊万里商工会議所	848-8691	伊万里市新天町 663	0955-22-3111
武雄商工会議所	843-0023	武雄市武雄町大字昭和 1-2	0954-23-3161
鹿島商工会議所	849-1311	鹿島市大字高津原 4296-41	0954-63-3231
小城商工会議所	845-0001	小城市小城町 253-21 ゆめぷらっと小城 3F	0952-73-4111
有田商工会議所	844-0018	西松浦郡有田町本町丙 954-9	0955-42-4111
●商工会			
多久市商工会	846-0002	多久市北多久町大字小侍 687-19	0952-74-2144
佐賀市南商工会	840-2102	佐賀市諸富町大字為重 529-5	0952-47-2590
佐賀市北商工会	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺 1854-5	0952-62-0174
神崎市商工会	842-0001	神崎市神崎町神崎 413-3	0952-52-7131
吉野ヶ里町商工会	842-0031	神埼郡吉野ヶ里町吉田 283-6	0952-52-4644
基山町商工会	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦 218	0942-92-2653
みやき町商工会	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀 1043-2	0942-94-3328
上峰町商工会	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所 383-1	0952-52-9505
小城市商工会	849-0303	小城市牛津町牛津 726-1	0952-66-0222
唐津東商工会	849-3201	唐津市相知町相知 2044-10	0955-62-2901
// 浜玉支所	849-5131	唐津市浜玉町浜崎 1151-1	0955-56-8311
唐津上場商工会	847-0401	唐津市鎮西町名護屋 1801	0955-82-3826
// 経営支援センター	847-1421	東松浦郡玄海町大字諸浦 338-1 (玄海町産業会館内)	0955-52-2118
武雄市商工会 北方事務所	849-2201	武雄市北方町大字志久 1662	0954-36-2111
// 山内事務所	849-2303	武雄市山内町大字三間坂甲 13800	0954-45-2505
大町町商工会	849-2102	杵島郡大町町大字福母 419-3	0952-82-5555
江北町商工会	849-0501	杵島郡江北町大字山口 3360-2	0952-86-2151
白石町商工会	849-1112	杵島郡白石町大字福田 1970-6	0952-84-2043
太良町商工会	849-1602	藤津郡太良町大字多良 1856-2	0954-67-0069
嬉野市商工会 塩田本所	849-1411	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1777-1	0954-66-2555
// 嬉野出張所	843-0301	嬉野市嬉野町大字下宿丁 1768-1 (観光案内所内)	0954-43-1236
●その他			
佐賀県産業イノベーションセンター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝 114	0952-34-4416
佐賀県中小企業活性化協議会	840-0826	佐賀市白山二丁目 1-12 佐賀商エビル 4 階	0952-27-1035